

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D 日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。（配点 20 点）

相手方の主張する自己に不利益な事実を認めて争わない旨の陳述を（ア）といい、当事者が（ア）した事実および（イ）は、証明することを要しない。（イ）には、世間一般の人に知れ渡っている（ウ）と、裁判官としての職務の遂行上当然に知り得た事実とがある。

当事者が（ア）した事実は、証明を要しないだけでなく、（エ）の原則の1つから、裁判所はこれをそのまま判決の基礎としなければならない。被告が、適式に訴状送達および期日呼出しを受けながら口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しない場合は、原告の主張する請求原因事実を（ア）したものとみなされるため、訴状に原告の請求を理由付けるに足りる請求原因事実が記載されているならば、裁判所は、原告に訴状を陳述させ、弁論を終結して、原告勝訴の判決をすることができる。ただし、被告が（オ）による呼出しを受けたものであるときは、この限りではない。

- II. 裁判によらない当事者の意思による訴訟の終了原因のうち、(1)常に相手方の同意を要しないものを2つ挙げ、(2)それらを調書に記載したときの記載の効力について定める民事訴訟法の条文を摘示しなさい。

（配点 10 点）

- III. Xは、Yに対し、自己の住所地を管轄する東京地方裁判所に売買代金 500 万円の支払を求める訴え(甲訴訟)を提起していたが、その後、Yから、貸金 300 万円の支払を求める訴え(乙訴訟)を、Yの住所地を管轄する横浜地方裁判所に提起されたため、乙訴訟において、上記売買代金債権を自働債権としてYの請求債権と対当額で相殺する旨の主張をした。横浜地方裁判所において乙訴訟の審理判断をする際に、裁判所は、Xの相殺の抗弁についてどのように判断すべきか。判例の立場から、理由を付して、7行程度で説明しなさい。（配点 20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄ア～サに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～⑥に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号まで特定すること。また、刑事訴訟法の規定でない刑事訴訟規則の規定である場合には、「規則」と明記すること）。なお、空欄イ、ク、ケについては、（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。同一の記号には同一の語句が入る。

（配点 30 点）

起訴は（ア）を提出してこれを行う（①）。例外的に口頭で行うことは（イ）できる・できない）。（②）は、（ア）には、裁判官に事件について予断を生ぜしめるおそれのある書類等を添付したり、その内容を引用することを禁じている。これを（ウ）といい。（エ）排除の原則を代表する制度の 1 つである。同規定に違反した場合は、（③）違反となり、公訴の提起が無効となる。

（ア）記載の（オ）の冒頭に、「被告人は詐欺罪により既に二度処罰を受けたものであるが」と記載されたこと問題になった事件で、最高裁判所昭和 27 年 3 月 5 日の大法廷判決は、次のように述べている。

256 条 6 項の定めは、裁判官が、あらかじめ事件についてなんらの先入的心証を抱くことなく、（カ）の状態において、（キ）に臨み、その後の審理の進行に従い、証拠によつて事案の真相を明らかにし、もつて公正な判決に到達するという手続の段階を示したものであつて、（ク ロ頭主義・直接審理主義）及び（ケ 公判中心主義・公開主義）の精神を実現するとともに裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よつて（コ）の性格を客観的にも保障しようとする重要な目的をもっているのである。すなわち、（オ）について、裁判官に（エ）を生ぜしめるおそれのある事項は、（ア）に記載することは許されない。

他方、平成 16 年の刑事訴訟法改正で、裁判員制度が採用されるに伴い、裁判所が充実した審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるように（サ）が導入された（④）。それ以前にも、複雑な事件については、事件の争点や証拠を整理するために、準備手続が設けられていた。しかしこの準備

手続は、(ウ)との関係から、(キ)前には行うことができないとされていた。(サ)では、準備手続の内容とほぼ同様のことを、(キ)以前に行うことができるようにしたものである。また、裁判所は、必要があると認めるときは、証拠決定のための提示命令(⑤)や証拠開示決定のための提示命令(⑥)を出すことができる。このように、(キ)前にもかかわらず、裁判所は証拠に接することになる。そのため、(ウ)との関係が問題となる。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点 20 点)

- 1 被疑者・被告人の氏名及び罪名が搜索差押許可状の記載事項になっている意味(4行)
- 2 精神状態の供述と伝聞証拠(6行)

[このページは空白です。]